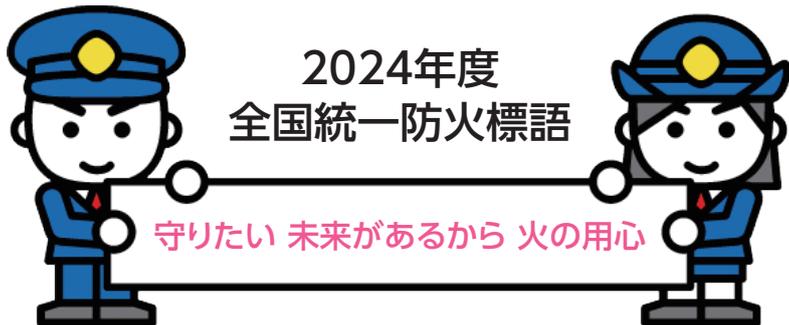


春季全国火災予防運動

3月1日(土)～7日(金)の7日間

問合せ 消防本部予防課 ☎23-0419



この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、市民の皆さんの火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を予防し、死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とした活動です。

火災の発生傾向

例年、春先は乾燥と強風により火災が多く発生しています。特に、住宅火災は全火災の約3割を占めており、住宅密集地等でいったん火災が発生すると、風にあおられて近隣住宅へ飛火するなどして、一気に火災が拡大する恐れがあります。

乾燥時や強風時は、屋内であってもいつも以上に火の取り扱いに注意するとともに、屋外ではなるべく火を取り扱わないようにしましょう。

住宅火災 いのちを守る

5の火の用心

その2 コンロ

- ・離れる時は火を消す
- ・衣類への着火に注意する
- ・周りに燃えやすい物を置かない
- ・清掃、整理整頓に心がける



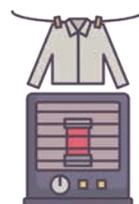
その4 配線

- ・プラグ、コンセントにほこりが溜まらないように掃除する
- ・配線を束ねたまま使用しない
- ・テーブルタップを使用する場合は電圧容量を守り、タコ足配線に注意する



その1 ストーブ

- ・点火したまま給油しない
- ・上に洗濯物を干さない
- ・周りに燃えやすい物を置かない
- ・カートリッジタンクのキャップは確実に締める



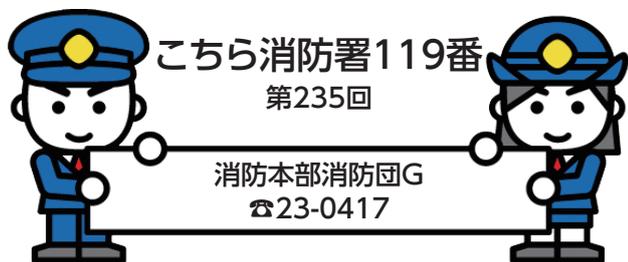
その3 たばこ

- ・大きめの灰皿に水を入れて使う
- ・歩きたばこや寝たばこをしない
- ・火が確実に消えたことを確認して捨てる



その5 屋外

- ・乾燥・強風時は、たき火や野焼きをしない
- ・たばこのポイ捨てをしない
- ・火を扱う際は、水バケツなどを準備しておく



消防団員募集

消防団は、地域密着性、即時対応力といった特性を活かし、市内在住または在勤の方によって構成されている消防組織です。1人ひとりが、それぞれの仕事を持ちながら、「自分たちのまちを、自分たちで守りたい」という強い気持ちで活動しています。

市消防団は、現在212名の消防団員(うち女性消防団

員19名)が在籍しています。各分団員は主に水火災に出勤し、昼夜問わず、自宅や職場から災害現場へ駆けつけます。団本部付女性部は心肺蘇生法の指導や幼児への防火教育など市民の方への普及啓発活動を行っています。

報酬等 年額報酬、出動手当支給

災害補償 公務災害補償制度あり

退職報償金 勤続年数、階級に応じ退職報償金支給

入団資格

- ・市内在住または在勤の方
- ・18歳以上50歳未満の方(入団時)
- ・身体健康な方

募集期間 随時



▲入団申請書はこちらから

消防功労者表彰

消防活動に貢献した次の方々に対して、表彰状が授与されました。(敬称略、順不同)

◆市長表彰

〈消防団員〉橋爪 嵐、服部誓哉、
横江拓磨、石黒裕司、山田嘉一、
樽 良介、上田広美、加藤魅衣奈

◆団長表彰

〈消防団員〉堀田実臣、平野聖幸、
杉山栄樹、宮崎隆博、吉田輝大、上田広美

◆日本消防協会会長表彰

【功績章】

〈消防団員〉飯田幹夫

【精績章】

〈消防団員〉山田逸郎

◆愛知県知事表彰

【永年勤続功労章】

〈消防団員〉高木智弘

◆愛知県消防協会会長表彰

【功労章1号】

〈消防団員〉浜田利幸

【功労章2号】

〈消防職員〉柴田大介、松本 渉
〈消防団員〉宇佐美 圭、服部将己、
田中育代、平井圭一

【精勤章】

〈消防団員〉
神谷英樹、前田正和、高桑交平、
田島里奈、岡田征明、石田順一

【善行章】

〈消防団員〉清田悠一、早川真治、
若松麻奈美、角田梨恵、田畑雅宏、
丹羽研二

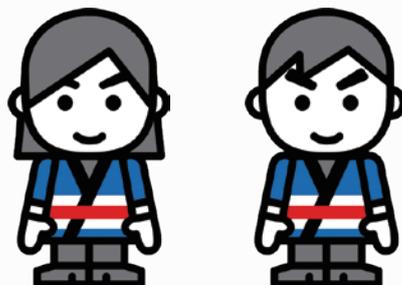
◆海部地方消防連合会長表彰

【功労章】

〈消防団員〉土田重男、柴田昌彦、
伊藤有美、井田松見、牧野弘文、
大角善之、水野寛文、那須憲一、
串田 敦、坂 省吾、横井勝之

【善行章】

〈消防団員〉
小野内 謙、田畑雅宏、丹羽研二、
柴原圭一、若松麻奈美、角田梨恵



令和7年度

就学援助について

ID 172482129

申込・問合せ

学校教育課学校教育G ☎55-9417

経済的な理由でお子さんが市内の小・中学校に就学することが困難なご家庭に対して、学用品費や給食費等を補助しています。

補助対象 次のいずれかに該当する方

- ①生活保護を受けている
(修学旅行費のみ支給対象)
- ②生活保護が停止または廃止されている
- ③個人事業税が減免されている
- ④国民年金保険料が免除されている
- ⑤児童扶養手当(ひとり親手当)が支給されている
- ⑥市民税が非課税または減免されている
- ⑦固定資産税が減免されている
(罹災^{りさい}の場合の固定資産税減免)
- ⑧国民健康保険税が減額されている
- ⑨その他(昨年中の世帯所得について一定の所得基準に基づき審査・決定します。収入の有無にかかわらず、審査対象となる世帯の方全員の所得申告が済んでいることが条件。前年の所得が0円でも申告が必要です)

手続きに必要なもの 詳しくは市ホームページ、または1月下旬に学校から配布された「令和7年度就学援助費のお知らせ」をご覧ください。

受付 2月3日(月)～4月30日(水)

その他 今年度に申請した方も再度手続きが必要です。

支給時期 7月・12月・翌年3月各下旬の年3回

支給額 表のとおり(参考)

※令和7年度の支給額は未確定のため、金額は異なる場合があります。

※令和6年度に入学準備金の支給認定を受けた方は、「新入学学用品費・通学用品費」以外の費目が支給対象となります。



【参考】令和6年度年間支給額等

援助費目	小学校	中学校	支給時期
新入学学用品費・通学用品費	57,060円	63,000円	7月下旬
学用品費・通学用品費	1年生 11,640円 2年生以上 13,950円	1年生 22,740円 2年生以上 25,050円	7月・12月・3月各下旬
校外活動費(宿泊あり)	1回 3,690円を上限	1回 6,210円を上限	活動(旅行)終了後の支給時期 (7月・12月・3月いずれかの下旬)
校外活動費(宿泊なし)	1回 1,600円を上限	1回 2,310円を上限	
修学旅行費	22,690円を上限	60,910円を上限	
学校給食費 [※]	1食 135円	1食 150円	7月・12月・3月各下旬

※令和6年度は給食費の無償化を行ったため、就学援助費としての支給はありませんでした。

物価高騰支援給付金(非課税世帯3万円等)の申請

ID 204146563 問合 福祉課保護G給付金窓口・コールセンター ☎22-5525、5526

対象 基準日に津島市に住民票があり世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯

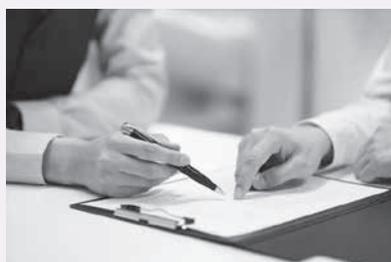
申請方法 支給対象となる世帯へ「おしらせ」または「確認書」を送付します。必要事項をご確認のうえ、返送してください。「おしらせ」については変更等がない場合、返送の必要はありません。ただし、下記の世帯には書類等が届きませんので、必要な手続きの後に申請してください。

- 世帯に税未申告の方がいる世帯は税申告後。
- 令和6年1月2日以降に津島市へ転入された方は前住所地で所得証明書を取得後。

添付書類を持参して問い合わせ先へ申請してください。

受付期間 2月3日(月)～4月30日(水)(予定)

申請期限 4月30日(水)(予定)



基準日

令和6年12月13日

給付額

- 1世帯につき 3万円
- 18歳以下の子ども1人につき 2万円

マイナンバーカードに関するお知らせ

問合 市民課市民・戸籍G ☎24-1112

手続きが予約できるようになりました

ID 881295996

マイナンバーカードに関する下記の手続きを予約することで、待ち時間なくスムーズにご案内することが可能になりました。

予約可能な手続き

マイナンバーカードの申請・更新、電子証明書の更新、パスワードのロック解除や忘失による初期化

予約方法

市ホームページから

※電話による予約は受け付けられません。神守支所、神島田連絡所、市民サービスコーナー(保健センター内)ではマイナンバーカードに関する手続きはできません。

住民票の写しと印鑑登録証明書を市役所で取得される方へ
申請書不要で証明書を交付できます

ID 495722168

全国のコンビニ等で住民票の写しと印鑑登録証明書が取得できますが、2月から市役所でもマイナンバーカードと利用者証明用電子証明書(数字4桁のパスワード)を使用して、申請書不要で証明書を取得できるようになります。

取得可能な証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書

※神守支所、神島田連絡所、市民サービスコーナー(保健センター内)では取得できません。戸籍に関する証明書は取得できません。



みんなで防ごう 高齢者虐待

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護に対する支援等に関する法律」が、平成18年4月1日に施行され、高齢者虐待への対応が進められてきました。

しかし、依然として多くの虐待事例が発生しており、安心安全な生活が損なわれている現状があります。高齢者の尊厳を守るためには、虐待を早期に発見し対応すること、地域全体で見守っていくことが大切です。

こんなことが高齢者虐待です

65歳以上の高齢者に対して、養護者または養介護施設従事者による次の行為を「高齢者虐待」といいます。

身体的虐待(施設57.6%、家庭65.3%)

たたく、つねる、殴る、蹴る、ベッドに縛り付け拘束する、意図的に薬を過剰摂取させるなど

介護等放棄(施設23.2%、家庭19.7%)

入浴させない、散髪させない、必要な栄養を摂らせない、劣悪な環境で生活させるなど

心理的虐待(施設33.0%、家庭39.0%)

排泄などの失敗に対して高齢者に恥をかかせる、子ども扱いする、怒鳴る、罵るなど

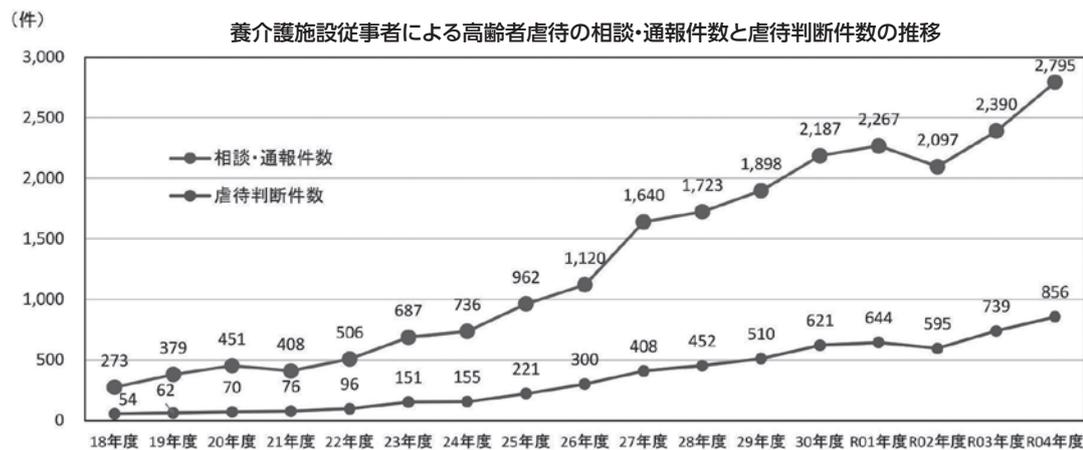
性的虐待(施設3.5%、家庭0.4%)

排泄の失敗に対し懲罰的に裸で放置する、性的な行為を強要するなど

経済的虐待(施設3.9%、家庭14.9%)

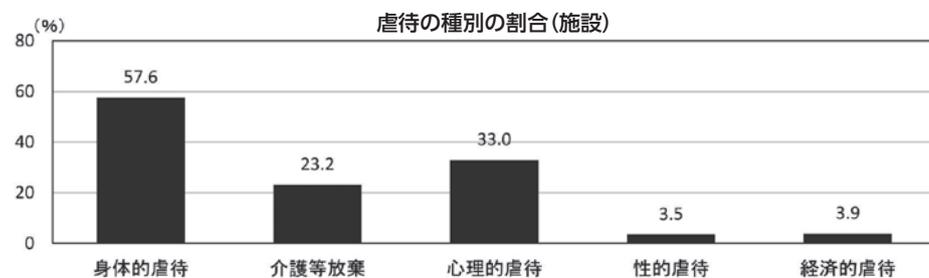
本人の不動産、年金、預貯金などを本人の意思や権利に反して使用する、または本人に渡さないなど

※種類の重複があるため、合計は100%ではありません



知ってください 高齢者虐待の現状

厚生労働省が令和4年度に行った調査では、高齢者が養介護施設従業者などから虐待を受けたと判断されたケースが全国で856件、家族などから虐待を受けたと判断されたケースが全国で16,669件にのぼっています。表面化していないものを含めれば、さらに多くの高齢者が虐待の被害にあっていると考えられます。



厚生労働省「令和4年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果」より抜粋。

※被虐待高齢者が特定できなかった60件を除く796件における被虐待者の総数1,406人に対する集計(複数回答)。



※被虐待高齢者の総数17,091人において、被虐待高齢者ごとの虐待種別を複数回答形式で集計。

虐待の自覚がない場合もあります

次のチェックリストを活用し、無自覚な虐待を防ぎましょう。

- 言うことを聞かないので、無視したり、罵ったりしてしまう。
- 良い事悪い事をわかってもらうために、叩くなどしてしつけしている。
- 認知症により徘徊するので、部屋に閉じ込めている。
- 認知症や寝たきりで体裁が悪いので、外出させなかったり、訪ねてくる人がいても会わせなかったりしている。
- 年金手帳、預金通帳などを管理し、本人に無断で使っている。
- 人前でおむつを替えたり、しばらく裸のままにしておいたりすることがある。
- 介護ができず、どうしたらいいか分からないので今は放置している。



介護負担を抱え込んでいませんか？

高齢者虐待が生じる背景には、介護者が心身ともに疲労し、追いつめられていることが挙げられます。

また、介護は長期間に渡ることが多く、家族だけで行うには限界があります。1人で悩まず、介護保険サービス等を上手に活用しましょう。

○在宅サービス

ホームヘルプ/訪問看護/デイサービス/ショートステイ/福祉用具貸与

○施設サービス

特別養護老人ホーム/老人保健施設/療養病床等



介護をしている人へ

「どこに相談するか分からない」といった悩みは、まずは地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センターは、主任ケアマネジャー、社会福祉士、看護師などが中心となって、虐待の早期発見・防止、高齢者の人権や財産を守る取り組み、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな支援や、サービスにつなげる取り組みを、包括的・継続的に行っており、相談に対応します。

相談内容を行政機関である市とともに把握し、保健所、医療機関、介護サービス事業所、警察などの適切な機関と連携して解決に努め、地域の高齢者やその家族を支えます。

地域包括支援センターは津島市全体を北・中・南の3施設でカバーしています。各センターの担当地域などは地域包括支援センターまたは高齢介護課にお問い合わせください。

- 北地域包括支援センター(古川町2-56) ☎22-4771
- 中地域包括支援センター(南新開町1丁目112-1) ☎23-3463
- 南地域包括支援センター(唐臼町半池72-6) ☎32-3066

市民のみなさんへ

高齢者虐待の発見者は通報にご協力ください。高齢者虐待防止法に基づき、市は関係機関の福祉、医療の専門機関と連携し、迅速な対応に努めています。

高齢者虐待を見かけたらお近くの地域包括支援センターまたは高齢介護課にご連絡ください。



2月市民相談

※相談員の都合により相談を休むことがありますので、当日、電話でご確認ください。翌月7日分まで掲載。
※予約制の相談は、受付件数が限られていますので、ご希望の日時に相談できない場合があります。

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談	7日、3月7日 午前10時～正午	市役所1階相談室	人事秘書課秘書G ☎24-1123
弁護士相談(要予約)	4、18日、3月4日 午後1時～3時	総合保健福祉センター 2階市民相談室	社会福祉協議会 ☎25-8411
みんなの人権110番	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	法務局・地方法務局および その支局の窓口	☎0570-003-110
高齢者の健康相談	4、18日、3月4日 午後1時～3時	老人福祉センター	☎28-7561
高齢者の健康相談	5、12、19、26日、3月5日 午後1時～3時	神島田祖父母の家	☎32-2151
認知症相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前10時～午後4時	— (電話相談)	公益社団法人認知症のひと 家族の会愛知県支部 ☎0562-31-1911
家庭児童相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前8時30分～午後5時15分	総合保健福祉センター 2階こども家庭センター	☎24-0350
年金相談(要予約)	27日 午前10時～午後3時 予約開始は2月3日午前9時から	市役所1階相談室	保険年金課医療・年金G ☎24-1114
法律相談(要予約)	12日 午後1時～4時	市役所1階相談室	総務デジタル課庶務G ☎55-9606
消費生活相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時～午後4時30分	海部総合庁舎1階	海部地域消費生活センター ☎23-0150
創業・経営 個別無料相談会 (要予約)	7、13日 午前9時～午後5時	津島商工会議所相談室	津島商工会議所 ☎28-2800
労働者特別相談・ 勤労者金融相談	月曜日～金曜日(祝日は除く) 午前9時30分～午後4時30分	— (電話相談)	勤労者安心ネットワークセンター ☎0120-81-1505
ファミリー・サポート・ センター移動事務所	21日 午前10時30分～正午	東地区子育て 支援センター	ファミリー・サポート・センター ☎55-7708
手話通訳者設置日	5、6、12、19、20、26、27日、 3月5、6日 午前9時～正午、午後1時～4時	市役所福祉課	福祉課福祉G ☎24-1138 ☎24-1115

津島データファイル

人口と世帯 (外国人を含む)	総数……59,566人(-5) 男……29,404人(+10) 女……30,162人(-15) 世帯数……27,453世帯(+32) 1月1日現在、()は前月比
市内の交通事故・犯罪 [11月]	事故発生件数……14件(119件) うち死亡者……0人(1人) 犯罪発生件数……36件(350件) ()は令和6年中の累計
市内の火災	11月……4件(15件) ()は令和6年中の累計
救急車の出勤回数	11月……296件(3,259件) ()は令和6年中の累計

今月の市税や料金など 納期限 令和7年2月28日(金)

固定資産税・都市計画税…第4期 国民健康保険税…第8期
介護保険料…第11期 市営・改良住宅家賃、保育所等利用者負担金…2月分
後期高齢者医療保険料…第8期 下水道事業受益者負担金…第4期

市税の今後の納期

	3月	4月	5月
市民税・県民税・森林環境税	—	—	—
固定資産税・都市計画税	—	第1期	—
国民健康保険税	—	—	—
軽自動車税(種別割)	—	—	全期

税や料金の納付には便利な口座振替をご利用ください

水道料金をはじめ、市に対するお支払いの多くにご利用いただけます。
取扱金融機関の窓口にてお申し込みください。

取扱金融機関

いちい信用金庫、三菱UFJ銀行、大垣共立銀行、十六銀行、三十三銀行、あいち銀行、名古屋銀行、東海労働金庫、あいち海部農業協同組合、ゆうちょ銀行(郵便局)